

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和元年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 42,291千円

【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 583,983千円

(単位：千円)

区分		令和元年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	554,336	31,576	522,760	58,748	161,431	121,330	181,251	13,126
	老人福祉費	461,813	0	461,813	2,550	212,782	24,530	221,951	16,073
	児童福祉費	380,346	29,244	351,102	116,179	113,910	13,046	107,967	7,819
衛生費	保健衛生費	281,981	71,339	210,642	1,784	128,433	7,611	72,814	5,273
合 計		1,678,476	132,159	1,546,317	179,261	616,556	166,517	583,983	42,291

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分